

第10章 難病・在宅ケア・原爆被爆者

難病

難病（特定疾患）は、原因不明、治療法が未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれの大きい疾患である。経過が慢性化すると、患者や家族は経済的な問題のみならず、介護や精神的負担が大きい。そのため、厚生労働省が指定する指定難病（特定疾患）患者に対し、医療費を助成している。

「難病の患者に対する医療等に関する法律」（平成27年7月1日施行（以下「難病法」という。））の施行に伴い、従来の特定期疾患治療研究事業で5疾患、難病法で306疾患の患者が医療費助成の対象となった。平成28年度末の指定難病認定者数は772人で、昨年度より12人減少した。疾患別にみると、潰瘍性大腸炎132人、パーキンソン病95人、全身性エリテマトーデス51人の順に多い。

また、特定の疾患を持つ小児に対しても児童福祉法に基づき小児慢性特定疾病患者認定をしており、平成28年度末の認定者数は87人であり、内分泌疾患が人と最も多い。

このほか、難病患者や家族の生活支援対策として、難病患者が地域で安心して生活できるよう、新規申請時や随時の相談、家庭訪問、難病セミナー等を実施した。

原爆被爆者

被爆者とは、被爆者健康手帳の交付を受けた者をいい、被爆時の条件によって分類されている。管内の手帳所持者は、平成28年4月1日時点で20人である（うち、健康管理手当受給者12人、保健手当受給者0人）。

被爆者の健康に対する不安の解消と健康管理の充実を図ることを目的とし、保健所では年2回の定期健康診断及び希望による健康診断並びに病院に業務を委託してがん検診を行っている。平成28年度における健康診断の受診状況は、定期健康診断は上期7人、下期5人、希望による健康診断は0人、がん検診は3人受診という結果であった。